

千葉労働局発表
平成21年5月1日

担当	千葉労働局雇用均等室 室長 安達 秀子 室長補佐 荒井 直子 厚生労働事務官 阿部 恵美子 電話 043 - 221 - 2307
----	---

4 労働局合同 改正次世代育成支援対策推進法説明会開催！

－ 平成21年4月1日から、次世代法が変わりました！ －

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）が改正され、平成21年4月1日から、従業員301人以上の企業は一般事業主行動計画の公表と従業員への周知が義務となるとともに、次世代法に基づく認定基準等が変更されています（[資料1](#)）。

千葉労働局（局長 千葉 秀木）では、今般、改正次世代法の周知徹底を図るため、埼玉、東京、神奈川の各労働局と連携し、「改正次世代育成支援対策推進法説明会」を下記のとおり開催することとしました。

本説明会では、事業所の所在地や勤務地等に関係なく、最寄りの会場又はご都合の良い日の会場にご参加いただくことができます（[資料2](#)）。

〔開催場所・日時等〕

（千葉会場）平成21年6月4日（木）14:00～15:30

千葉県自治会館 大会議室（定員 200人）

（申込先）千葉労働局雇用均等室 FAX 043 - 221 - 2308

（東京会場）平成21年5月28日（木） 第1回 10:00～11:30

第2回 14:00～15:30

女性と仕事の未来館 4階ホール（定員 各250人）

（申込先）東京労働局雇用均等室 FAX 03 - 3512 - 1555

（神奈川会場）平成21年6月5日（金）14:00～15:30

横浜第2合同庁舎 1階共用第1会議室（定員 100人）

（申込先）神奈川労働局雇用均等室 FAX 045 - 221 - 7381

（埼玉会場）平成21年6月17日（水）14:00～15:30

ランド・アクシス・タワー14階 雇用保険説明会場会議室（定員150人）

（申込先）埼玉労働局雇用均等室 FAX 048 - 600 - 6230

〔 内 容 〕 （1）次世代育成支援対策推進法の改正について
（2）一般事業主行動計画策定・変更届について
（3）改正次世代法に基づく認定基準及び認定申請について

〔 対象者 〕 事業主、職業家庭両立推進者、労働者、その他

〔 申込み方法 〕 各会場を所管する労働局雇用均等室にFAXで申込み。
各会場とも、先着順に受け付け、定員となり次第締め切ります。

(添付資料)

1 事業主のみなさま 次世代法が改正されました！(リーフレット)

2 4 労働局合同「改正次世代法育成支援対策推進法」説明会(チラシ)

3 次世代育成支援対策推進法について